

第1章 はじめに

- 1 町田市いきいき長寿プランとは
- 2 町田市いきいき長寿プラン24-26策定の流れと進捗評価
- 3 高齢者を取りまく状況

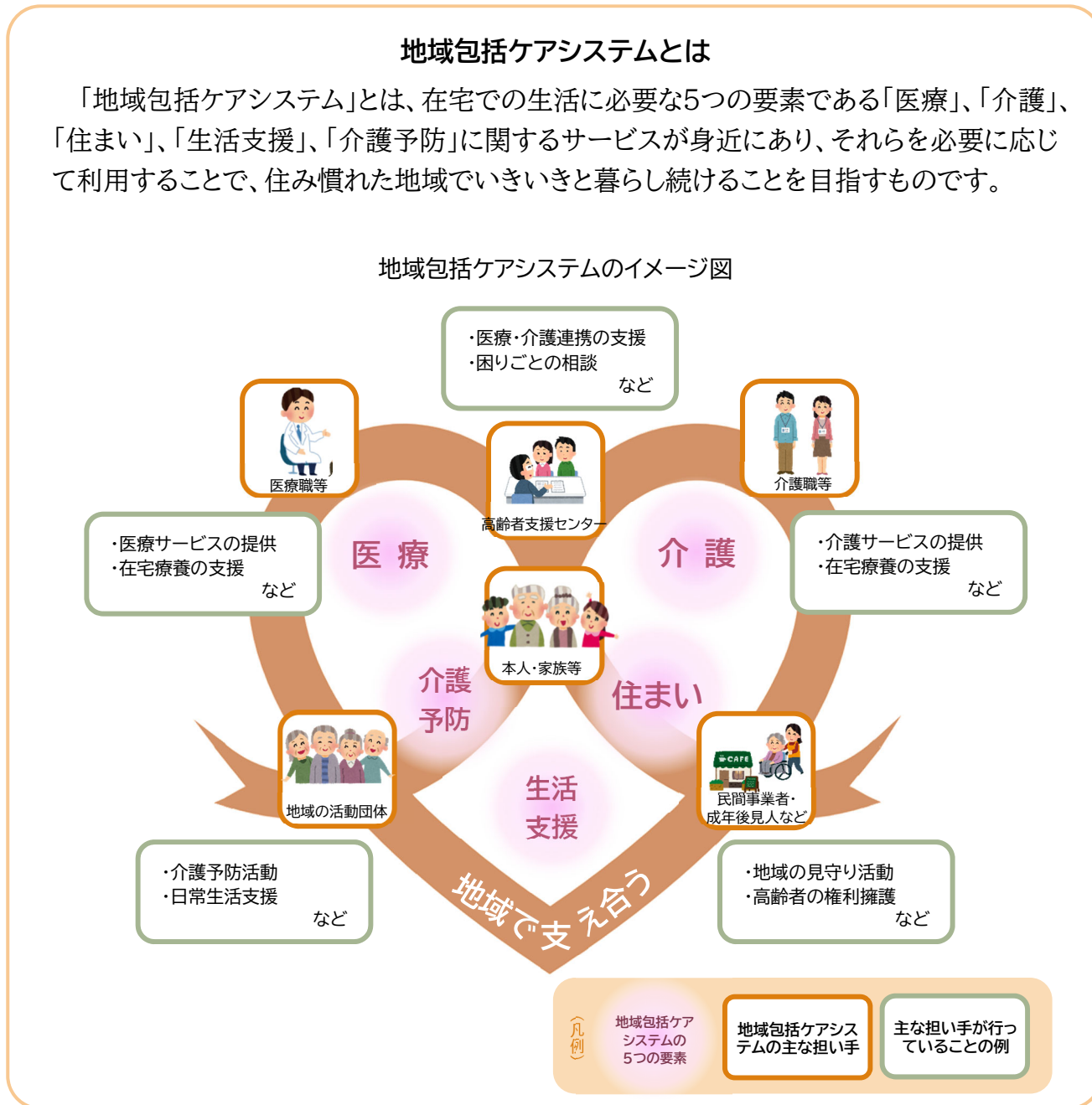
1 町田市いきいき長寿プランとは

(1) 町田市いきいき長寿プランの目的

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることは、高齢者の共通の願いであり、市内の高齢者からは「生きがいを持って暮らしたい」、「自宅で暮らし続けたい」、「よりよい介護サービスを受けたい」などの声が寄せられています。

その一方で、我が国は少子高齢化により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっています。

町田市では、地域包括ケアシステムの理念に基づいた「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」と、安定した介護サービス提供のための「持続可能な介護保険制度を運営すること」の2つを目的として「町田市いきいき長寿プラン24-26」(以下、「プラン」という)を策定します。



(2) プランの基本理念

このプランでは、これまで町田市が目指してきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、一人ひとりの生活の中での基本理念の実現を目指します。

基本理念

**高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
 ～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～**

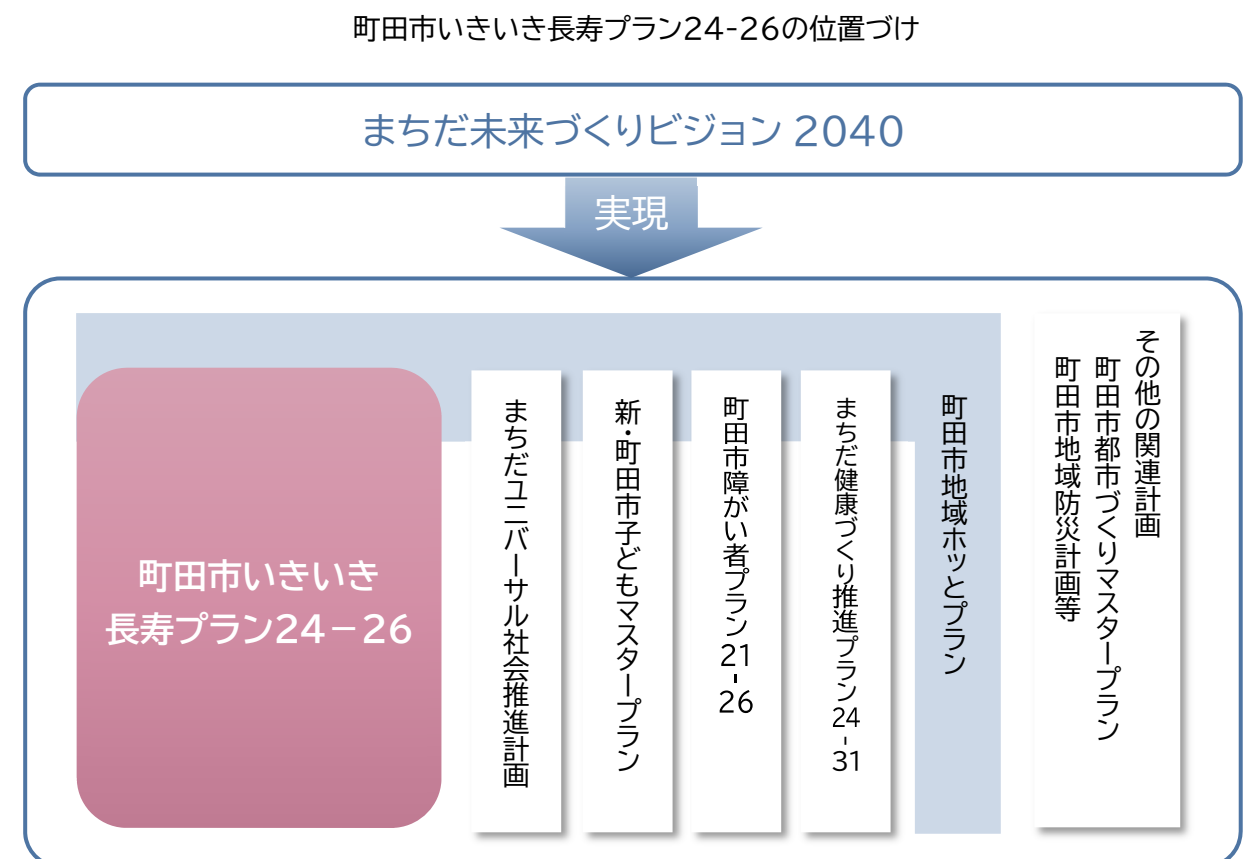
(3) プランの位置づけ

このプランは老人福祉法*第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法*第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

このプランの期間は2024年度から2026年度の3か年であり、介護保険事業計画における「第9期」にあたるものです。

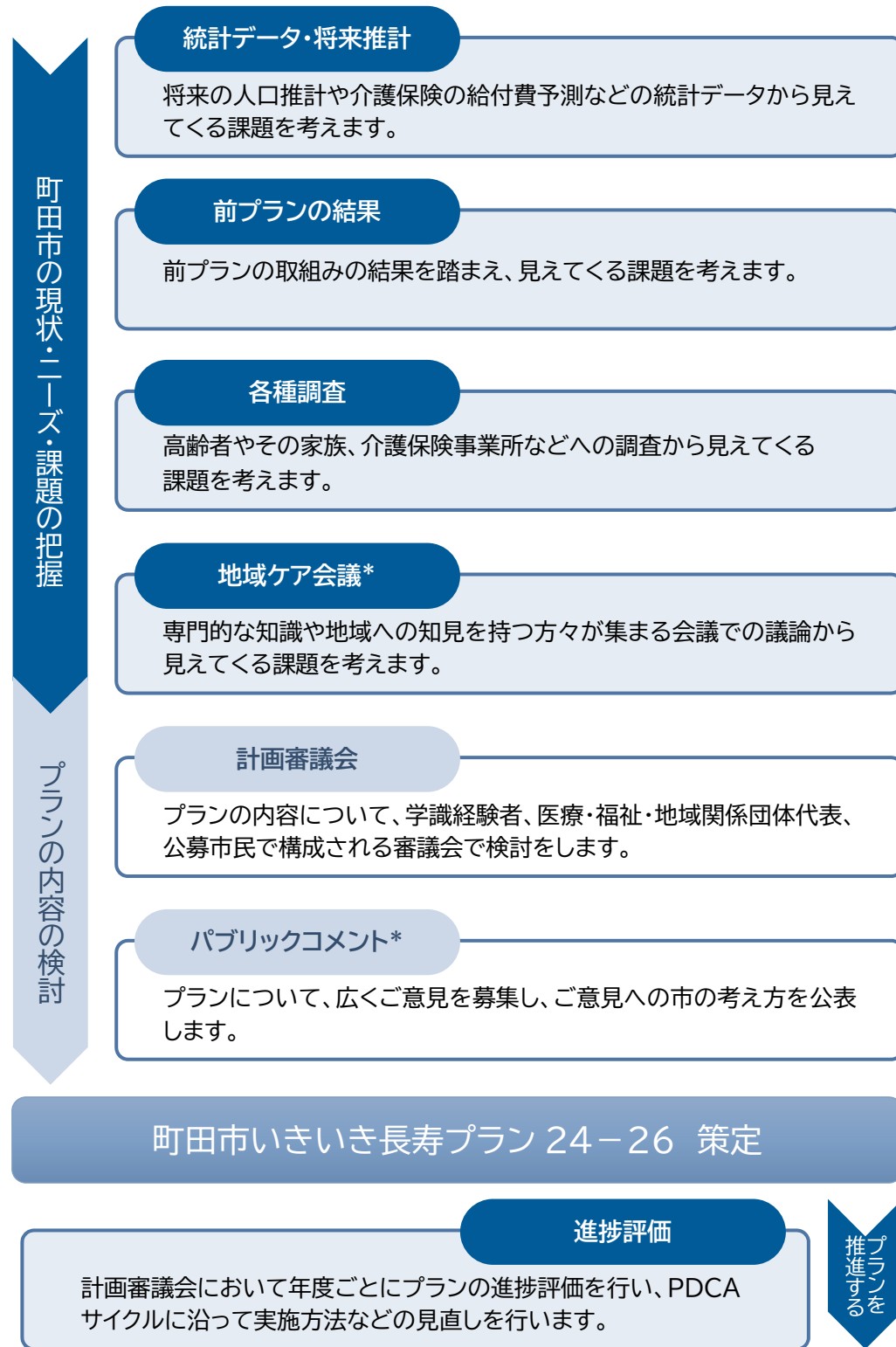
プラン策定にあたっては、上位計画である市の基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」や、地域福祉計画である「町田市地域ホッとプラン」、その他関連計画との更なる連携・整合を図ります。

「地域包括ケアシステム」は、上位計画において実現を目指す「誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会」の基盤となるものです。



2 町田市いきいき長寿プラン24-26策定の流れと進捗評価

プランの策定にあたっては、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会(以下、「計画審議会」という)において、町田市の将来人口推計や前プランの進捗状況、各種調査の結果などから把握したニーズや課題をもとに、プランの内容を検討しました。プランの推進にあたっては、計画審議会において年度ごとにプランの進捗評価を行い、PDCAサイクル*に沿って実施方法の見直しなどを行います。



3 高齢者を取りまく状況

(1)日本の現状

- 日本の高齢者人口は2020年で約3,603万人であり、高齢化率は約29%です。団塊ジュニア世代*が高齢者となる2040年には約3,929万人まで増加し、高齢化率は約35%に達する見込みです。
- 日本の高齢者人口は2043年にピークを迎えますが、高齢化率はその後も上昇を続ける見込みです。
- 介護保険の一人あたりの給付費は85歳を超えると上昇します。2040年にかけて85歳以上の人口が増加するため、総給付費の増加とそれに伴う介護保険制度維持のための費用の増加が続く見込みです。
- 15歳未満の年少人口は年々減少しています。2040年には15歳から64歳の生産年齢人口*が急減するため、介護保険制度における財源・サービスの支え手不足が深刻化する見込みです。

(2)高齢者福祉分野に関わる最近の動向

高齢者福祉分野に関わる最近の動向について以下の表にまとめました。

動向	内容
介護保険法の改正	2024年4月1日からの第9期介護保険事業計画期間に向けて、介護保険法が改正されました。具体的には、介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項、複合型サービスの定義の見直しに関する事項、地域包括支援センター*の業務見直しに関する事項などの改正が行われました。
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(※1)の改正	第9期介護保険事業計画策定にあたっての国の基本指針(厚生労働大臣告示)の改正が行われました。具体的には、地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実、地域共生社会の実現、給付適正化*事業の取組み、介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上などについての記載が充実されました。
認知症施策推進大綱(※2)の中間評価の実施	大綱に定めた施策の進捗状況について、中間評価が行われました。進捗状況が低調であった成人の週1回以上のスポーツ実施、認知症カフェの普及、成年後見制度*の利用促進などの項目については、国が、未実施の自治体への支援を実施することとなりました。
共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立	認知症施策の基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、認知症の人に関する理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護等の施策を講ずることが明記されました。
孤独・孤立対策推進法の成立	国及び地方において、全ての世代を対象とした総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基本理念等が定められました。また、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を実施することが明記されました。

※1 各自治体で定める介護保険事業計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定することとされている(介護保険法第117条)。

※2 2019年6月に認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた方針。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方とする。